

第27回 参議院議員通常選挙 について

令和7年7月は、参議院議員通常選挙の執行が予定されています。(6月4日現在、投票日未定)
選挙は、あなたの声を市政に生かす大切な機会です。大切な一票を無駄にせず、必ず投票に行きましょう。
投票日に投票に行けない人は、**期日前投票制度**や**不在者投票制度**をご利用ください。

問合せ:あわら市選挙管理委員会(総務課内) ☎73-8004

投票できる人

今回の選挙で投票できるのは、次の2つの要件を満たす人です。

- ①年齢:日本国民で投票日当日、満18歳以上の人
- ②住所:選挙人名簿の登録基準日(公示日の前日)において、引き続き3か月以上あわら市内に住所を有し、選挙人名簿に登録されている人

投票場所(投票所入場券にも記載されています。)

投票区	投票所	投票区の区域(行政区)
1	湯のまち公民館	舟津温泉、二面温泉、田中温泉、東温泉、西温泉、舟津、田中々、堀江十楽、布目
2	農業者トレーニングセンター	二面、牛山、松影、国影、新成、井江葎、横垣、宮王、桜、重義、番田
3	轟木新田ふれあいセンター	轟木、新田
4	本荘公民館	谷畠、上番、根上り、仏徳寺、翠明、光明、御鷹、中番、下番、玉木
5	新郷小学校(体育館)	河間、河水苑、宮前公文、北本堂、角屋、中浜
6	北潟公民館	北潟東、北潟西、赤尾、富津
7	波松小学校(体育館)	波松、城、城新田、番堂野、十三
8	吉崎公民館	浜坂、吉崎1、吉崎2
9	湖東会館	坂口、蓮ヶ浦、細呂木、橋屋、樋山
10	細呂木公民館	滝、青ノ木、宮谷、指中、沢、細呂木駅前
11	名泉郷会館	熊坂、下金屋、畝市野々、牛ノ谷、名泉郷
12	坪江公民館	中川、東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾、北野、北、前谷、笹岡、上野
13	劔岳公民館	東山、後山、清滝、鎌谷、櫛、権世、権世市野々
14	伊井公民館	伊井、古屋石塚、桑原、清間、矢地、菅野、南稻越、河原井手、池口
15	さくらセンター	清王、山西方寺、柿原、山十楽、嫁威、日の出
16	金津小学校	旭、新富、天王、水口、十日、脇出、上八日、八日、下八日、坂ノ下、稻荷山、千束、春日、中央、向ヶ丘、若葉台、桜ヶ丘、新みどり、山室、高塚
17	中央公民館	東善寺、新、古、東、六日、新用、馬場、榛ノ木原、北稻越

投票時間

7時~20時

18歳未満のお子さまを連れて
投票所に入場できます
ぜひご家族でお越しください!



投票の方法

投票は、選挙区と比例代表の2種類あります。
投票用紙をよく確かめて、間違いのないよう投票しましょう。

選挙区

投票用紙の色 **クリーム色**
候補者名を書いて投票

比例代表

投票用紙の色 **白色**
候補者名または政党名を書いて投票

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない場合には、期日前投票をすることができます。

- 期 間** 公示日の翌日～投票日の前日
※投票日直前の金曜日と土曜日は混雑が予想されますので、早めに投票をお済ませください。
- 投票時間** 8時30分～20時
- 場 所** あわら市役所(1階 101 会議室) 又は あわら市保健センター(会議室)
※どちらの投票所でも投票できます。
- 持 ち 物** 投票所入場券にあらかじめ必要事項を記入して持参いただくと、スムーズに投票できます。
※投票所入場券がなくても投票できます。

アフレアにて臨時期日前投票所を開設します！

日時 **7月8日(火) 9時～20時**

※7月20日投開票の場合。選挙期日が変わる場合はHPでお知らせします。

場所 **アフレアホール**(アフレア 1F あわら市春宮一丁目 12-18)

持ち物および投票方法は、通常の期日前投票と同様です。

不在者投票

次のような場合は、不在者投票制度が利用できます。受付期間は期日前投票と同じですが、投票日当日までにあわら市選挙管理委員会に到着しないと、投票は無効となりますので、ご注意ください。

◆ 病院や施設で投票する場合

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所している人は、それぞれの病院や施設で、不在者投票をすることができます。各病院や施設にご確認ください。

◆ 滞在地の市区町村で投票する場合（あわら市に住民登録がある人のみ）

仕事などで、あわら市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

◆ 郵便で投票する場合

身体に重度の障害などがある人は、郵便による不在者投票ができます。また、郵便による不在者投票ができる人のうち、手や視覚に障害があるため自分で記載できない人は、代理記載による不在者投票が可能です。

この制度で投票する場合には、あらかじめ、あわら市選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。詳しくは、あわら市選挙管理委員会にお問い合わせください。